

会津若松市立地適正化計画（案）に対するご意見をお寄せください

～市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせ～

我が国の都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化が進む中であっても、高齢者や子育て世代はもちろんのこと、すべての人にとって安心・快適な生活環境を実現すること、さらには財政面や経済面において、持続可能な都市経営を可能としていくことが求められており、そのためには、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする市民が公共交通によりこれらの生活利便施設にアクセスできる等を基本とした、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えでまちづくりを進めていくことが重要となっています。

このため、国では平成26年に都市再生特別措置法（以下、「法」という）を改正し、行政と市民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを推進するための制度である立地適正化計画制度を創設しました。

本市においても他の多くの地方都市と同様に、少子化や長引く経済の停滞などにより、人口の減少と高齢化が進んでおり、持続可能な都市経営は、一層困難な状況になることが推測されることから、都市機能の集約と居住の誘導、さらには公共交通ネットワークの形成や公共施設の集約・複合化などによる、機能的で持続可能な都市の実現を目指し、法に基づく「立地適正化計画」を策定するものです。

このたび、本市の現状と課題を踏まえ、今後のまちづくりの指針となる「会津若松市立地適正化計画(案)」を作成しましたので、広く市民の皆様からご意見を募集します。ご意見のある方は、下記によりご提出ください。

記

1 募集期間

令和4年6月2日(木)から令和4年7月1日(金)まで(当日消印有効)

2 意見を提出できる方

- (1)市の区域内に住所を有する方
- (2)市の区域内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- (3)市の区域内にある事務所または事業所に勤務する方、および市の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体の構成員
- (4)市の区域内にある学校に在学する方

3 意見の提出方法

別紙「会津若松市立地適正化計画(案)に対する意見書」に氏名、住所、電話番号等を明記し、直接持参いただくか、郵送・FAX・電子メールにより下記都市計画課へ提出してください。

<提出先>

- ・郵送:〒965-8601 ※住所不要 会津若松市都市計画課 宛て
- ・FAX:0242-39-1450
- ・電子メール:toshikei@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

(留意事項)

- ・意見内容の確認が必要な場合、こちらからご連絡することがありますので、必ず電話番号を記入してください。

- ・匿名や電話での意見の提出は受付できませんのでご注意ください。
- ・提出していただいた意見書等の書面はお返ししませんのでご了承ください。
- ・個々の意見に対し、直接本人への回答はしませんのでご了承ください。
- ・お寄せいただいたご意見については、氏名等の個人情報を除き、意見に対する市の考え方とあわせて公表する場合があります(氏名など個人情報が公表されることはありません)。

4 閲覧場所

計画(案)は、都市計画課、市政情報コーナー、北会津・河東支所、各市民センター、生涯学習総合センター、市のホームページ(<http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp>)で見ることができます。

	閲覧できる場所	閲覧できる日時
1	都市計画課	月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分
2	市政情報コーナー(追手町第二庁舎)	//
3	湊市民センター	//
4	大戸市民センター	//
5	北市民センター	//
6	南市民センター	//
7	一箕市民センター	//
8	東市民センター	//
9	北会津支所(まちづくり推進課)	//
10	河東支所(まちづくり推進課)	//
11	生涯学習総合センター(會津稽古堂)	休館日を除く 午前9時～午後10時 ※閉館時間は日によって変更する場合がございます

※市政情報コーナー、各市民センター、各支所、生涯学習総合センターには担当者がおられませんので、計画(案)に対するお問い合わせは、下記、都市計画課までお願いします。

問い合わせ先:会津若松市都市計画課(電話0242-39-1261)